

## 白井市防犯パトロール車の貸付けに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、防犯パトロール車を貸し付けることにより、自主防犯活動を促進し、もって市民が安心して暮らせるまちづくりに資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯パトロール車 青色回転灯を取り付けた自動車で、市が管理し指定したものをいう。
- (2) 自主防犯活動 白井市防犯組合防犯指導員、自治会その他市民等により構成された営利を目的としない団体により行われる犯罪の防止のための自主的な活動をいう。

### (貸付け要件)

第3条 防犯パトロール車の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たしたものとする。

- (1) 白井市防犯組合防犯指導員が構成員の一員である団体又は市長から防犯活動の委嘱を受けた団体であること。
- (2) 市内における自主防犯活動に使用するものであること。
- (3) 防犯パトロール車の保管責任者を定めてあること。
- (4) 車を運転する者は、普通自動車を運転することができる運転免許を受けた20歳以上の者で当該運転免許を受けてから1年以上経過していること。
- (5) 使用するには青色回転灯の点灯走行を原則とし、青色防犯パトロール講習を受講し、パトロール実施者証を取得した者が運転し、又は同乗すること。
- (6) 前条の規定にかかわらず、パトロール実施者証取得者が乗車できない場合は、青色回転灯を点灯しないで走行すること。

### (貸付けの申込み等)

第4条 防犯パトロール車の貸付けを受けようとする者は、白井市防犯パトロール車貸付け申込書兼誓約書（別記第1号様式）に防犯パトロール車を運転する者の運転免許証及びパトロール実施者証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は第1項の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査し、その可否を決定し、白井市防犯パトロール車貸付決定通知書（別記第2号様式）により当該申込者に通知するものとする。

(貸付承認の取消し)

第5条 市長は、前条第3項の規定により貸付けの決定を受けた者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けの決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する貸付けの要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により貸付けの決定を受けたとき。
- (3) 市において公用に供するため防犯パトロール車を必要とするとき。

(遵守事項)

第6条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって防犯パトロール車を管理すること。
- (2) 貸付けの承認を受けた目的以外で防犯パトロール車を使用しないこと。
- (3) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 貸付期間満了日の時間内に指定された場所に返却し、防犯パトロール車使用簿の記載及び車両の清掃を行うこと。

(貸付期間)

第7条 防犯パトロール車の貸付期間は、1回につき7日以内とする。

- 2 前項の規定による貸付期間の期限が休日にあたる時は、貸付期間満了日を当該休日以後最初に訪れる休日でない日とすることができる。

(貸付料)

第8条 防犯パトロール車の貸付けは、無料とする。

(賠償責任)

第9条 防犯パトロール車の使用中に起きた交通事故等については、市が加入している自動車損害賠償責任保険及び任意自動車保険（以下「市で加入している保険」という。）により対応するものとする。ただし、市が加入している保険で補てんされない部分については、防犯パトロール車の借受者の責任において、損害を賠償しなければならない。

- 2 防犯パトロール車の借受者が故意又は、重大な過失により防犯パトロール車を損傷した場合は、借受者がその賠償の責めを負うものとする。

(事故等の報告)

第10条 借受者は、防犯パトロール車の使用において事故が生じたときは、速やかに警察に届出するとともにその事故の内容を防犯パトロール車事故届出書（別記第3号様式）により市長に報告しなければならない。

(台帳の整備)

第11条 市長は、防犯パトロール車の貸付けを行ったときは、白井市防犯パトロール車貸付台帳（別記第4号様式）に記録し、その利用状況の把握に努めるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、防犯パトロール車の貸付けに関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月17日から施行する。

